

# 今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方について

## 提 言

平成23年3月

栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会

## 目 次

I	はじめに .....	1
II	検討の経緯	
1	本県の県立高等学校入学者選抜制度の現状と課題 .....	2
	（1）現行制度の概要	
	（2）現行入学者選抜の日程	
	（3）現行制度の課題	
2	全国の全日制課程入学者選抜制度の状況 .....	6
3	入学者選抜制度改善の考え方 .....	7
	（1）国の方針	
	（2）本県における制度改善のための基本的な考え方	
4	入学者選抜制度検討の基礎となる類型 .....	9
	（1）基礎となる類型の設定	
	（2）各類型の検討結果	
	（3）「類型Ⅲ」導入による効果	
III	改善の方向性	
1	新たな県立高等学校入学者選抜制度の在り方 .....	12
	（1）全日制課程	
	（2）定時制課程・通信制課程	
2	新たな選抜制度導入に当たって配慮すべき事項 .....	14
IV	おわりに .....	15
資料 1	栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要綱 .....	16
資料 2	栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員名簿 .....	17
資料 3	栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会・作業部会の実施状況 .....	18
資料 4	本県における入学者選抜制度の主な改善 .....	19
資料 5	高等学校の入学者選抜について（通知） .....	20
	（文初高第243号 平成5年2月22日 文部事務次官通知）	
資料 6	高等学校の入学者選抜の改善について（通知） .....	29
	（文初高第243号 平成9年11月28日 文部省初等中等教育局長通知）	

## I はじめに

今日、高等学校への進学率が98%に達するという状況の中で、高等学校入学者選抜については、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心などを適正に評価するために、様々な尺度による選抜方法の導入や受検機会の拡大などが図られてきた。

本県県立高等学校の入学者選抜制度については、平成7年度に全日制課程のすべての学校、学科に推薦入学が導入されてから、十数年が経過した。この間、社会情勢の変化や県民意識の変容に伴い、学校教育をめぐる環境も大きく変わってきている。二度にわたる学習指導要領の改訂や、学校週5日制の完全実施、小中学校における絶対評価の導入など、教育現場のシステムも大きく様変わりしてきた。

栃木県教育委員会では、これまでも、受検者の能力・適性や意欲・関心などを多面的に評価するために、多段階選抜の推進と選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立って、入学者選抜制度の改善に努められてきたが、平成21年12月に栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会が新たに設置され、高等学校入学者選抜の在り方を見直すこととされた。

本委員会では、時代の要請や県民のニーズを受け、未来を担う人材を育成するという長期的な視野に立つとともに、高等学校の入学者選抜制度の変更が、中学校教育に与える影響に十分配慮しながら、制度の改善に向けて幅広い見地から協議してきた。その中で、生徒がいかに自分に合った進路を的確に選択できるか、受け入れた高等学校がどのような人材を育成していくか、という観点から、よりよい制度となるよう検討を重ねた。本提言は、その結果を踏まえて、新たな制度の方向性についてまとめたものである。

なお、通学区域等の学区制度や中高一貫教育校における高等学校入学者選抜の在り方については、検討の場を他に譲ることとし、本委員会では、高等学校入学者選抜全体の枠組みを中心に検討を行った。

平成23年3月

栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会

委員長 田原博人

## II 検討の経緯

本委員会では、はじめに、本県の県立高等学校入学者選抜制度の現状を分析し、課題を整理するとともに、全国の都道府県立高等学校入学者選抜制度の状況について調査研究を行った。さらに、入学者選抜制度改善のための基本的な考え方を定め、検討の基礎となる4つの類型を設定してそれぞれについて検討した上で、本県としての改善の方向性を議論した。

### 1 本県の県立高等学校入学者選抜制度の現状と課題

#### (1) 現行制度の概要

##### ア 全日制課程

##### ① 推薦入学

学力検査を行わず、中学校長から送付された調査書、推薦書及び面接結果（作文又は小論文を課した場合にあっては、その結果を含む。）等を資料として総合的に選抜する。推薦入学を実施しないことも選択可能である。

##### (ア) 定員の割合

当該学校・学科の募集定員の「10%程度」、「20%程度」、「30%程度」のいずれかから、各学校・学科(系・科)ごとに定める。(スポーツ科は50%程度)

##### (イ) 入学志願資格

推薦入学を志願できる者は、次の条件を満たし、中学校長の推薦する者

- 意欲的に教科学習や特別活動等に取り組み、志望校での学習に適應できる基礎学力を有する者
- 次の a、b、c 及び d のいずれかに該当する者  
(専門学科を志望する場合には、c が必須条件)
  - a 特別活動等において優れた実績を有する者
  - b 文化・スポーツ・勤労生産・奉仕・社会活動等のうち、いずれかの分野において優れた資質・実績を有する者
  - c 当該学校・学科(系・科)を志望する動機・理由が明白・適切であり、当該学科(系・科)に対する適性、興味・関心を有する者
  - d 各高等学校が、a、b、c 以外に、学校・学科(系・科)の特色を踏まえ、必要に応じて定める資格要件に適合する者

## ② 学力検査

学力検査の成績に加え、調査書、面接及び実技検査を行った場合はその結果等を資料として、総合的に選抜する。

(ア) 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）による学力検査の実施

(イ) 高等学校の判断により、学校・学科（系・科）ごとに選択した方法による面接の実施

(ウ) 学力検査と調査書の評定の比重の置き方を各学校・学科ごとに選択

（1：9、2：8、3：7、4：6、5：5、6：4、7：3、8：2、9：1の9通りの中から一つを選択する）

(エ) 実技検査の実施（スポーツ科）

(オ) 教科間の傾斜配点の実施（数理科学科は数学、英語科は英語の得点を1.5倍する）

(カ) 教科内の傾斜配点の実施（学校・学科により採点基準の配点をもとに増減を加えることが可能）

## イ 定時制課程

### ① フレックス特別選抜

フレックス・ハイスクール（昼夜間開講の定時制・通信制課程を置く単位制による県立高等学校）定時制課程においては、学力検査を行わず、調査書、志願理由書（自己PR書）、面接及び作文の結果を資料として総合的に選抜するフレックス特別選抜を実施する。各部・各学科の定員の50%を上限とする。

### ② 学力検査

学力検査の成績、調査書、面接の結果等を資料に総合的に選抜する。なお、20歳以上の受検者は学力検査の代わりに作文による受検が可能である。

## ウ 通信制課程

学力検査を行わず、面接をもってこれに代える。調査書、その他必要な書類、面接の結果等を資料として総合的に選抜する。面接日は2回設定する。

## (2) 現行入学者選抜の日程

		全日制課程	定時制課程	通信制課程
2月	上旬	推薦入学 面接、作文又は小論文		
	中旬	学力検査 国語・社会・数学・理科 外国語（英語）の5教科	フレックス 特別選抜 面接・作文	
3月	中旬		学力検査 国語・社会・数学・理科 外国語（英語）の5教科	
	下旬			面接 (面接日を2回設定)

## (3) 現行制度の課題

### ア 全日制課程

学力検査に先立って行われている推薦入学については、すべての学校・学科で実施できるようになってから十数年が経過した。

推薦入学は、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心など、学力検査では把握できない優れた面を捉えることができるため、学力検査に加えて推薦入学を実施することは、多段階選抜の推進と選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化という視点から意義がある。また、推薦入学で入学した生徒がその個性や能力を発揮することが、各高等学校の活性化につながっているなど、一定の評価がなされている。

しかし、社会情勢の変化や県民意識の変容などに伴い、今日では教育の分野においても県民に対する説明責任や情報公開が求められている。このことは、高等学校入学者選抜においても例外ではなく、従来に増して制度の公平性や透明性を高めることが必要となっており、推薦入学についても、以下のような課題が指摘されるようになってきた。

推薦入学は、中学校における3年間の活動の積み重ねを評価して、中学校長が推薦する制度であるが、その性格上、希望する中学生全員が必ずしも受検できるとは限らない。

また、学力検査では測れない多様な能力・適性や意欲・関心などを評価する、という観点から、資格要件については大枠のみ示しているが、推薦入学の捉え方

や価値観が導入当時とは変わってきており、どのような生徒がその資格要件に合致するのかを判断することや、「志望校での学習に適応できる基礎学力を有すること」と「特色ある実績や適性」のバランスを考慮することが難しくなってきた。

さらに、高等学校では、選抜に当たり、面接及び作文・小論文の結果や提出された書類を資料として、総合的に判断しているが、資格要件をより具体的に示して、中学生にわかりやすい選抜を行うことを求める声もある。

一方、学力検査については、近年、各教科の得点及び合計点の簡易開示などの改善が重ねられていることから、今後もこうした取組を見守っていく必要はあるものの、大きな課題は見当たらないと考えられる。

これらのことから、本委員会においては、特に推薦入学の在り方について検討することとした。

#### イ 定時制課程・通信制課程

現行の入試日程では、全日制課程、定時制課程、通信制課程の順で選抜が行われている。

定時制課程については、働きながら学ぶ場として、選択する生徒もいることから、定時制課程の選抜を全日制課程と同じ時期に行うべきであるという意見がある。

通信制課程については、定時制課程の合格発表後、募集締め切りまでの期間が短いという指摘がある。

生涯学習社会において、広く県民に学ぶ機会を提供するという観点から、定時制課程、通信制課程の入学者選抜制度の在り方についても、あわせて議論していく必要がある。

## 2 全国の全日制課程入学者選抜制度の状況

平成22年度の各都道府県立高等学校全日制課程の入学者選抜制度を、「推薦入学（※1）」、「特色化選抜（※2）」、「学力検査（※3）」の組合せにより、次の10のパターンに分類した。本県の現行制度は①のパターンである。各都道府県では、かつては学力検査による選抜のみを実施していたが、多段階選抜の推進の観点から、推薦入学が導入され、現在ではより多様な選抜制度へと改善されてきている。

### 全国の全日制課程入学者選抜制度の類型

	前期に実施する選抜 ※4	+	後期に実施する選抜 ※5	(実施都道府県数)
①	推薦入学	+	学力検査	( 17 )
②	特色化選抜	+	学力検査	( 12 )
③	推薦入学 特色化選抜	+	学力検査	( 8 )
④	推薦入学 学力検査	+	学力検査	( 1 )
⑤	推薦入学	+	学力検査 + 学力検査	( 2 )
⑥	特色化選抜	+	学力検査 + 特色化選抜	( 1 )
⑦	学力検査	+	特色化選抜	( 1 )
⑧			学力検査 特色化選抜	( 2 )
⑨	学力検査	+	学力検査	( 2 )
⑩	学力検査 (専門学科)	+	学力検査 (普通科)	( 1 )

※1 推薦入学 … 本県と同じように中学校長の推薦を必要とする選抜

※2 特色化選抜 … 各学校・学科が募集する生徒像を明示し、それぞれの特色に応じた方法で実施するもので、中学校長の推薦を必要としない選抜（「自己推薦」を含む）

※3 学力検査 … 各教科の学力検査等による選抜

※4 前期に実施する選抜 … 複数回の受検機会を設定した場合の最初の選抜

※5 後期に実施する選抜 … 複数回の受検機会を設定した場合の最初の選抜以外の選抜

(栃木県教委調べ)



### 3 入学者選抜制度改善の考え方

#### (1) 国の方針

高等学校入学者選抜制度については、これまでも、国から発出された通知の趣旨を踏まえた改善が行われてきた。本委員会においても、これらの通知の趣旨を踏まえた上で検討を進めることとした。

#### ア 「高等学校の入学者選抜について（通知）」の要旨

(文初高第243号 平成5年2月22日 文部事務次官通知)

##### ① 多様な選抜方法の実施

高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする

高等学校入学者選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特徴に応じて多様であることが望ましいこと

##### ② 多段階の入学者選抜の実施

受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること

#### イ 「高等学校の入学者選抜の改善について（通知）」の要旨

(文初高第243号 平成9年11月28日 文部省初等中等教育局長通知)

① 狭い意味での学力の評価に重点が置かれるなど画一的にならぬよう、選抜方法の多様化、評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めること

② 「いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点とともに、「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視すること

## (2) 本県における制度改善のための基本的な考え方

本委員会では、検討の結果、次のとおり制度改善のための基本的な考え方を定めた。

### ア 入学者選抜制度の原則「公正・公平な入学者選抜」

#### イ 改善の視点

##### ① 中・高を通じた人材育成の視点の明確化

中学校においては、生徒が自己の将来を考えて主体的に高等学校を選択できるようにするとともに、高等学校においては、入学した生徒の能力を伸ばし、社会的自立を促すようにすること

##### ② 公平性・客観性の確保

価値観の多様化など、入学者選抜を取り巻く環境の変化の中にあっても、公教育としての公平性・客観性を引き続き確保すること

##### ③ 学力の担保

生徒の学力を適正に評価することにより、高等学校での学習に適応できる基礎学力を、義務教育段階で確実に身に付けさせるようにすること

##### ④ 選抜方法の多様化と評価尺度の多元化

受検機会の複数化を維持する中で、受検者の多様な能力・適性や意欲・関心などを、多面的かつ多元的に把握し、評価できるようにすること

##### ⑤ 各学校の特色化の推進

高等学校の魅力ある学校づくり、特色ある学校づくりの推進につながること

## 4 入学者選抜制度検討の基礎となる類型

### (1) 基礎となる類型の設定

入学者選抜制度改善に向けた検討に当たり、特に、全日制課程については、制度改善の基本的な考え方を踏まえ、受検機会の複数化を維持する観点から従来どおり2段階の選抜を実施することとした。

その中で、これまでの推薦入学に相当する選抜を「前期に実施する選抜」、学力検査に相当する選抜を「後期に実施する選抜」とし、「前期に実施する選抜」については、推薦入学、特色化選抜、学力検査の3つの中から組み合わせて4つを設定し、一方、「後期に実施する選抜」については、学力検査を設定し、下に示すようなIからIVの4つの基礎となる類型を設定した。

類型	前期に実施する選抜	後期に実施する選抜	前期に実施する選抜の概要	
I	推薦入学	+	学力検査	各高等学校・学科が推薦要件を明示し、推薦入学の検査の中で学力を問うことも可とするなど、現行の推薦入学の改善を図る。
II	推薦入学 特色化選抜	+	学力検査	各高等学校・学科が推薦入学又は特色化選抜のいずれかを選択する。 特色化選抜は中学校長の推薦を必要とせず、各学校・学科が募集する生徒像を明示し、それぞれの特色に応じた方法による選抜を行う。
III	特色化選抜	+	学力検査	各高等学校・学科が、特色化選抜を実施する。 特色化選抜は中学校長の推薦を必要とせず、各学校・学科が募集する生徒像を明示し、それぞれの特色に応じた方法による選抜を行う。
IV	学力検査	+	学力検査	各高等学校・学科が、後期に実施する選抜とは異なる方法で学力検査を実施する。

## (2) 各類型の検討結果

### ア 類型Ⅰ

現行制度の良さを生かしつつ推薦入学の中で学力を問うなど、内容の改善を図ったとしても、中学校長の推薦が必要であることから、希望する生徒全員が受検できるとは限らない。生徒の受検機会が公平でないという問題が残る。

### イ 類型Ⅱ

生徒の能力や適性を生かした高等学校の特色づくりが期待できるが、推薦入学を実施する高等学校を受検する生徒と、特色化選抜を実施する高等学校を受検する生徒との間で、受検機会の公平性を保つことが難しい。また、一つの高等学校の中で、学科ごとに推薦入学あるいは特色化選抜のいずれかを選択して実施することも考えられ、生徒や中学校にとって選抜が複雑でわかりにくくなる。

### ウ 類型Ⅲ

希望する生徒すべてに複数の受検機会が確保されるとともに、生徒の能力や適性を生かした高等学校の特色づくりが期待できるなどの利点がある。一方、既に実施している他県の状況等を見ると、志願状況に大きな差が出るのが考えられるので、実施に当たっては細部にわたる検討が必要である。

### エ 類型Ⅳ

「学力」を多面的に捉えようという趣旨は評価できるが、学力検査を2回実施することによる生徒への負担が大きい。

また、学力がクローズアップされることにより、特別活動など各教科の学習以外の活動が評価されにくくなるという誤解が懸念される。

各類型の検討結果は以上のとおりであり、本県の高等学校入学者選抜制度改善の基本的な考え方に照らした場合、公正・公平という点で最も適切と思われる「類型Ⅲ」の導入について検討することが適当と判断した。

### (3) 「類型Ⅲ」導入による効果

「類型Ⅲ」を導入した場合を想定すると、改善の視点に基づく次のような効果が考えられる。

#### ① 中・高を通じた人材育成の視点の明確化

- ・各高等学校がそれぞれの学校・学科の特色に応じて、育成する人材像を明確にした上で、前期に実施する選抜において募集する生徒像や資格要件を具体的に示し、中学生がそれらを理解した上で出願することにより、主体的な進路選択を促すことができる。
- ・各高等学校は、明確にした人材像の育成に向けて取り組むことができる。

#### ② 公平性・客観性の確保

- ・中学校長による推薦を必要としないことから、希望するより多くの生徒に複数の受検機会が確保される。
- ・各高等学校・学科が募集する生徒像を明確にし、生徒がそれを理解した上で出願することで、より客観性を確保できる。

#### ③ 学力の担保

- ・各高等学校・学科の特色に応じた検査を実施する中で、入学後の学習に適應できる学力の有無を様々な形で評価することを通して、義務教育段階での学力をきちんと身に付けさせることにつながる。

#### ④ 選抜方法の多様化と評価尺度の多元化

- ・各高等学校の裁量により、学校・学科の特色に応じた方法や評価尺度による選抜を選択することができる。

#### ⑤ 各学校の特色化の推進

- ・各高等学校が、募集する生徒像や資格要件を設定し、それぞれの特色に応じた方法による選抜を行うことで、各学校・学科の特色化の推進につながる。

### Ⅲ 改善の方向性

#### 1 新たな県立高等学校入学者選抜制度の在り方

##### (1) 全日制課程

制度の改善に当たっては、中学生が進路の実現に向けて計画的に取り組むことができるような制度とすることが望ましい。

本委員会で検討を重ねた結果、前期に実施する選抜は、現行の推薦入学を改め、「各高等学校が各学校・学科の募集する生徒像や資格要件を明示し、それぞれの特色に応じた方法による選抜」を実施することとし、後期に実施する選抜は、現行どおりの「学力検査」を実施することが適切であるという結論に至った。

各高等学校は、それぞれの学校・学科の特色に応じて、育成する人材像を明確にした上で、前期に実施する選抜で募集する生徒像や資格要件を具体的に示す。このことにより、中学生は、中学校における教育活動を通して、自分の個性、適性をじっくり考え、進路選択について学んだことをもとに、各高等学校・学科の特色や募集する生徒像、資格要件などについて自ら調べ、主体的に高等学校・学科を選択することができるようになる。

この選抜は、調査書、志願理由等を記載した書類等に加えて、各高等学校が、面接、作文、小論文、学力検査、実技検査などの中から選択して実施することとし、その組合せは各学校の裁量とする。このことにより、受検者一人一人の学ぶ意欲や優れた面、努力の成果、活動の実績などを様々な角度から評価することが可能になり、その中で、義務教育段階で身に付けた学力を適正に評価することが大切である。

また、この選抜による入学定員の割合は、現行の推薦入学で入学した生徒が、その個性や能力を発揮して各学校の活性化につながっているなどの評価に鑑み、また、これまでの制度からの円滑な移行を図る上からも、現行の推薦入学と同程度が望ましいと考える。また、各高等学校の特色化の推進という観点から、全校で実施することが適切ではないかと考える。

なお、この選抜の名称は、生徒のもつ個性や適性など、様々な特色を評価して実施することから、本提言においては「特色選抜」と呼び、また、これまで後期に実施してきた学力検査の名称については、「一般選抜」と改めてはどうかと考える。

## (2) 定時制課程・通信制課程

定時制課程・通信制課程に進みたいという生徒に配慮した場合、全日制課程と同時期に選抜を行うことの意義はある。

しかし、定時制課程の選抜は、平成17年度から実施しているフレックス特別選抜と学力検査が定着してきており、現状では、大きな問題は見当たらない。また、全日制課程と定時制課程を併置する高等学校では、両課程の選抜を同時期に実施することは難しく、全日制課程の選抜終了後にも受検の機会を確保すること等を考慮し、定時制課程の選抜は、現行どおりの日程・方法で実施することが適切である。なお、学力検査の名称は、全日制課程に合わせて「一般選抜」としてはどうかと考える。

通信制課程の選抜は、通信制課程を必要とする生徒が、年度初めの出願も可能な日程とするため、従来3月中に2回設定していた面接日を定時制課程と同時期の1回とし、新たに4月に面接日を1回設定することが適切である。

新たな入学者選抜の日程（案）

		全日制課程	定時制課程	通信制課程
2月	上旬	特色選抜		
	上旬	一般選抜	フレックス特別選抜	
3月	中旬		一般選抜	面接
	下旬			
	上旬			面接

## 2 新たな選抜制度導入に当たって配慮すべき事項

新たな選抜制度の導入に当たっては、各高等学校において、校内で十分に議論した上で、それぞれの学校・学科の特色に応じて、育成する人材像を明確にし、「特色選抜」において募集する生徒像、資格要件や選抜方法を決定する必要がある、中学生が中学校において3年間しっかり身に付けた能力や活動の実績を適正に評価できる方法とすることが重要である。その際、県教育委員会は、それらの考え方や示し方について、県全体の調整に積極的に関わっていくべきである。

また、中学校と高等学校の連携をさらに密にする必要がある、各高等学校は、中学生や保護者、中学校関係者等に十分理解できるよう、選抜に係る情報の周知に努めなければならない。

中学校においては、各高等学校・学科の特色や教育内容、募集する生徒像などについて、的確な情報の収集と提供に努めるとともに、生徒の自己理解を促すことなどにより、中学生が主体的に高等学校を選択できるよう、保護者との信頼関係に基づいた進路指導をより一層充実していくことが求められる。

新たな選抜制度の導入時期については、生徒、保護者及び中学校関係者等への周知期間並びに各高等学校の準備期間を十分にとる必要がある。現在、県立高校再編実行計画が進行中であり、高等学校の新しい学習指導要領が平成25年度の入学生から全面实施されることなど、入学者選抜を取り巻く様々な状況に十分配慮する必要がある。以上のことから、平成23年度に中学校に入学する生徒、保護者及び中学校関係者等に新たな制度の概要を周知し、その生徒たちが受検する平成26年度入学者選抜以降からの実施を目指すことが適切である。

なお、「特色選抜」は、生徒の主体的な進路選択を推進し、より多くの生徒に、複数の受検機会が確保されるとともに、高等学校の特色化の推進にもつながることが期待される一方で、学校・学科によっては高倍率となることが予想される。受検者の心理的負担及び選抜に要する中学校と高等学校の事務負担や教育活動への影響に配慮し、適正な選抜が実施できるよう、全県的な視点を考慮して、よりゆとりある日程を設定することが望ましい。



#### IV おわりに

本委員会では、これまでに6回の委員会と7回の作業部会を開催し、慎重に協議を行い、これをもとに、今後の県立高等学校の入学選抜制度の在り方に関する提言をまとめた。

協議の過程においては、各委員が、それぞれの立場から積極的に意見を述べ、様々な観点から検討を行ってきたが、まとめに際しては、提言の明確化のため、多くの検討経過については省略し、内容の精選を図ったものである。

新たな入学選抜制度の導入に当たっては、「特色選抜」において、各高等学校の「募集する生徒像」や「選抜方法」の内容の示し方等、調整が必要な課題も多く、教育委員会事務局内の部会等により、さらに細部にわたる検討を行う必要がある。

今後は、本提言を踏まえながら、本県教育行政の各機関が関係各方面との緊密な連携のもとに、県立高等学校入学選抜が中学校と高等学校の教育を接続するものとして、さらに有効に機能し、中高の連携が一層進められるよう期待する。

新たな「特色選抜」の導入が、受検機会の公平性や評価の客観性の確保とともに、受検者の主体的な進路選択や各高等学校の特色化の推進に結びつき、受検者にとっても、中学校や高等学校の教育にとっても、よりよい制度となることを願う。

## 資料1 栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会設置要綱

(趣 旨)

第1条 本県の県立高等学校入学者選抜制度の在り方について協議するため、「栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会」(以下「入試制度検討委員会」という。)を設置する。

(組 織)

第2条 入試制度検討委員会は11名の委員をもって構成し、委員は栃木県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が任命又は委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は1年以内とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第4条 入試制度検討委員会に、委員の互選により委員長を置く。

2 委員長は、入試制度検討委員会を招集し、会議を主宰する。

3 委員長は、必要に応じ、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 入試制度検討委員会に委員長代理を置く。委員長代理は委員の互選によるものとする。

5 委員長代理は、委員長を補佐し、委員長が不在の場合に、その職務を代理する。

(会議及び会議録)

第5条 入試制度検討委員会は公開とするが、委員の総意により非公開とすることができる。

2 会議録の作成に際し、個人が識別される情報については、記載しないものとする。

(作業部会)

第6条 入試制度検討委員会の検討事項の整理をするため、作業部会を置く。

2 作業部会の委員は、高校長、中学校長を含む若干名とし、委員長が指名するものとする。

(庶 務)

第7条 入試制度検討委員会に関する庶務は、栃木県教育委員会事務局学校教育課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、入試制度検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年12月1日から施行する。

資料2 栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会委員名簿

( ◎ 委員長      ○ 委員長代理 )

No.	氏名	役職名等	備考
1	田原 博人 ◎	宇都宮大学名誉教授	学識経験者
2	池澤 進	那須烏山市教育委員会教育長	市町教育長代表
3	五味田謙一 (平成21年度)	前栃木県立宇都宮高等学校長	県高等学校長会代表
4	鈴木 健一	栃木県立宇都宮中央女子高等学校長	県高等学校長会代表
5	酒見 廣志 (平成22年度)	栃木県立宇都宮女子高等学校長	県立高等学校普通科代表
6	小二田悟朗	栃木県立宇都宮商業高等学校長	県立高等学校専門学科代表
7	尾崎 始	佐野市立田沼東中学校長	県中学校長会代表
8	久保 徹	宇都宮市立一条中学校長	県中学校教育研究会進路指導部会代表
9	平野 英治	白鷗大学足利高等学校長	県私立中学高等学校連合会代表
10	矢尾板誠一	栃木県立宇都宮女子高等学校前PTA会長	保護者代表 (高P連)
11	若度 哲久	宇都宮市立星が丘中学校PTA会長	保護者代表 (県P連)
12	瓦井 千尋 ○	栃木県総合教育センター所長	学識経験者

### 資料3 栃木県立高等学校入学者選抜制度検討委員会・作業部会の実施状況

- 第1回委員会（平成21年12月10日（木））
  - ・全国及び本県の入学者選抜制度について
  - ・入学者選抜の在り方について
  
- 第2回委員会（平成22年1月26日（火））
  - ・全日制課程の入学者選抜の在り方について
    - ア 推薦入学の現状と課題について
    - イ 改善の方向性について
  
- ◇ 第1回作業部会（平成22年2月3日（水））
  
- 第3回委員会（平成22年2月25日（木））
  - ・入学者選抜制度改善の視点について
  - ・全日制課程の入学者選抜制度の改善について
    - ア 改善の基礎となる類型の検討
  
- ◇ 第2回作業部会（平成22年4月30日（金））
- ◇ 第3回作業部会（平成22年5月18日（火））
  
- 第4回委員会（平成22年6月9日（水））
  - ・全日制課程の前期に実施する選抜について
    - ア 全国における推薦入学を実施していない県の状況について
    - イ 本県の入学者選抜制度改善案について
  - ・定時制課程、通信制課程の入学者選抜制度について
  
- ◇ 第4回作業部会（平成22年7月8日（木））
- ◇ 第5回作業部会（平成22年9月22日（水））
  
- 第5回委員会（平成22年11月22日（月））
  - ・今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方について
    - ア 提言（案）検討
  
- ◇ 第6回作業部会（平成22年12月16日（木））
- ◇ 第7回作業部会（平成23年2月7日（月））
  
- 第6回委員会（平成23年3月25日（金））
  - ・今後の県立高等学校入学者選抜制度の在り方について
    - ア 提言（案）まとめ

資料4 本県における入学者選抜制度の主な改善

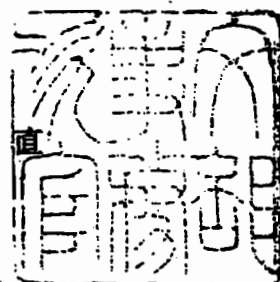
年 度	推 薦 入 学	学 力 検 査	そ の 他
昭和49年度		学力検査を1日で実施	
〃 51年度		全日制と定時制を別日で実施	
〃 52年度	一部の農業系学科で実施		
〃 56年度	全ての農業系学科で実施		
〃 58年度	全ての職業学科で実施		
〃 61年度	全ての職業学科と一部の普通科で実施	一部の学校・学科で教科内傾斜配点を実施	
平成 元年度		一部の学校・学科で面接を実施	海外帰国子女の受検に関する特別措置（全日制）
〃 5年度			海外帰国子女特別措置（定時制）
〃 6年度	推薦枠の拡大・弾力化(20%程度→10%程度、20%程度、30%程度のいずれか)		
〃 7年度	全ての高等学校・学科で実施		
〃 8年度		教科間の傾斜配点を導入	
〃 12年度		学力検査と調査書の比重の弾力化	
〃 14年度		実技検査の導入	
〃 14年度		自己申告書導入	
〃 14年度		得点の簡易開示の実施	
〃 15年度	作文に加えて小論文の実施も可能 スポーツ科推薦枠50%程度	必修教科の絶対評価化	
〃 15年度		学力検査と調査書の比重の弾力化（1：9～9：1）	
〃 17年度	推薦入学を実施しないことも可能		フレックスハイスクール特別選抜の実施
〃 22年度		中高一貫教育に係る併設型高等学校の入学者選抜の実施	

文初高第243号

平成5年2月22日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事殿  
附属学校を置く各国立大学長

文部事務次官  
坂元弘



高等学校の入学者選抜について（通知）

このことについては、文部省において、これまでの高等学校入学者選抜の実施状況や今後の高等学校教育改革の動向等を踏まえ、関係者の協力を求めてその改善について検討を加えてきましたが、このたび、高等学校教育の改革の推進に関する会議第三次報告（別添）としてまとめを得たところであります。

については、同報告の趣旨を踏まえ、今後、高等学校入学者選抜については、下記によることとしますので、貴職におかれては、高等学校における入学者選抜等の適切な実施が図られるようお願いいたします。

なお、入学者選抜の改善を進めるに当たっては、同報告の内容に十分留意されるようお願いいたします。

また、高等学校教育については、多様な生徒の個性を伸長することを重視し、各高等学校における特色ある個性的な教育の展開を一層推進することが肝要であります。この観点から、特色ある高等学校づくり、個性豊かで多様な教育活動の充実、新学習指導要領の趣旨に即した選択幅の広い教育課程の編成、学科・コース等の多様化、新しいタイプの学校の奨励などについて一層積極的な取組みを併せてお願いいたします。

おって、都道府県教育委員会にあっては管下の各市町村教育委員会に対し

て、都道府県知事にあつては所管の学校法人及び私立学校に対して、国立大学長にあつては管下の学校に対して、この趣旨の徹底を図るようお願いします。

## 記

### 1 公立高等学校の入学者選抜の改善について

#### (1) 多様な選抜方法の実施について

ア 高等学校の入学者選抜は、各高等学校、学科等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行うものとする。

イ 高等学校入学者選抜の在り方は、各学校・学科・コースごとの特色に応じて多様であることが望ましいこと。

さらに、同一の学校・学科等の中でも入学定員を区分して複数の尺度に基づく異なる選抜方法を実施することにも配慮すること。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、学力検査の実施教科や教科ごとの配点を変えたり、調査書と学力検査の成績の比重の置き方を変えたり、調査書の中の重視する部分を変えたりすることなどが考えられること。

#### (2) 多段階の入学者選抜の実施について

ア 受験機会の複数化及び推薦入学の活用などにより、多段階にわたり入学者選抜が実施されるよう十分配慮すること。

イ 推薦入学については、専門学科のみでなく、普通科においても教育上の特色づくりと並行して一層活用されるよう配慮すること。

ウ 推薦入学の実施に当たっては、その意義にかんがみ、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などの諸活動の実績などの資料による選抜方法の工夫を行うこと。

この観点から、調査書の学習成績の記録以外の記録の部分を重視した選抜を行うことはもとより、さらに、例えば、一定の定員枠を設け

て、中学校長の推薦に基づき、長期間にわたる又は質の高い文化活動やボランティア活動の活動歴等により選考を行い、調査書の学習成績の記録の評定の成績を求めないこととする選抜を行うことが考えられること。

エ 推薦入学の実施時期については、中学校教育に悪影響を及ぼさず、また、中学校における教育活動の成果を十分評価することができる時期とすること。このため、推薦入学があまり早い時期に行われないう。地域の実情に即し、教育委員会、知事部局、公立・私立高等学校及び中学校関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

### (3) 入学者選抜の資料について

ア 合否の判定の際の調査書と学力検査の成績の比重の置き方については、生徒の選択の幅の拡大等のため、各学校・学科等、あるいは定員の一部ごとに異なる方式で合否の判定を行うことについての工夫がなされるよう配慮すること。

さらに、生徒の個性に応じ選抜方法を多様化させるという観点から、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、学力検査を実施しない選抜、調査書の比重を大幅に軽減する選抜や調査書を用いない選抜などを行うことも考えられること。

イ ただし、調査書を用いない選抜を実施する場合には、中学校教育に大きな影響を与えることから、例えばこの方式は例外的な方式であるとの位置付けのもとに定員の一部についてのみ適用する方法などが考えられること。また、学力検査の成績を主たる資料としつつ、面接や小論文・実技検査などを組み合わせて行うことも考えられること。

### (4) 学力検査の在り方について

ア 学力検査の問題作成については、中学校の教育課程の趣旨に即し、知識の量や程度を問う出題に偏ることなく、例えば論述式の解答を求める出題や思考力・分析力を問う出題を増やすなど、中・高等学校の新しい教育課程で重視されるべき能力が適切に反映されるよう一層の工夫改善を図ること。



イ 学力検査の実施教科については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、実施教科数を増減したり、教科によって配点の比重を変えたり、学校ごとに学力検査問題を一部作成して付加したり、教育委員会が多くの問題を作成し各学校がそこから選択して出題したり、生徒が教科を選択したりすることなどが考えられること。

#### (5) 調査書の在り方について

ア 調査書については、高等学校入学者選抜の資料としての客観性・公平性を確保するよう留意しつつ、生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所を積極的に評価し、これを活用していくこと。

イ 調査書の学習成績の記録の評定については、中学校学習指導要領及び中学校生徒指導要録の改訂の趣旨に即した改善の努力を進めること。  
また、中学校の新しい教育課程における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、調査書の記載に当たり適切な工夫を行うとともに、選択教科の学習の成果の活用について工夫するよう配慮すること。

ウ 調査書の学習成績の記録の活用については、生徒の個性に応じた学校選択や各学校・学科等の特色に応じた選抜を可能とし、さらに、中学校における選択履修の幅の拡大の趣旨を生かすため、各学校・学科等ごとに工夫を行うことが望ましいこと。

このため、例えば、各学校・学科等ごとに、あるいは定員の一部ごとに、合否判定の資料として用いる教科を減らしたり、教科によって評定の比重を変えたり、選択教科を重視して用いたりすることなどが考えられること。

エ 生徒の個性を多面的にとらえたり、生徒の優れている点や長所などを積極的に評価するため、調査書の学習成績の記録以外の記録を充実

し、活用するよう十分配慮すること。

その際、点数化が困難なスポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などについても適切に評価されるようにしていくことが望ましいこと。

オ 調査書の記載事項については、高等学校入学者選抜の資料として、真に必要な事項に精選すること。

(6) 面接について

面接については、積極的に活用することが望ましいこと。

(7) 通学区域について

通学区域については、各都道府県で地域の実情を踏まえながら各高等学校に特色を持たせ、生徒の特性に応じた学校選択が可能となるような方向で検討する必要があること。また、生徒の居住地によって高等学校受験の機会が大きく異なることのないよう配慮する必要があること。

2 私立高等学校の入学者選抜の改善について

(1) 私立高等学校における入学者選抜については、各私立学校及び私学団体の自主的改善努力を促しつつ、I(1)～(6)の趣旨に即し、選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化を進めるなど一層の改善を図ること。

(2) 私立高等学校の入学者選抜及びその教育方針や教育活動などに関する確な情報が、生徒や保護者に入手されやすいよう、私立高等学校、中学校、私学担当部局等それぞれが一層の工夫・努力を行うこと。

(3) 入学者選抜の学力検査の出題内容については、公立高等学校の学力検査問題の改善と並行して、より適切な出題がなされるよう、学校関係者による問題分析等の調査研究を推進すること。

この調査研究に基づき、中学校教育に与える影響にかんがみ、不適切と認められる出題について、当該学校に対してその改善を促すとともに、

望ましい出題についても公表するなど、一層の改善が図られるようにすること。

- (4) 受験機会の複数化や多様な選抜方法の実施については、公立私立を通じた観点からも要請されるので、募集方法や選抜の日程について、公立私立間で十分調整し、生徒にとって負担過重とならず、適切な受験機会が選択できるよう配慮すること。
- (5) 推薦入学の実施に当たっては、特に、スポーツ活動、文化活動、社会活動、ボランティア活動などの諸活動の実績などの資料による選抜方法の工夫を行うとともに、その実施時期については、あまり早い時期に行われないう、地域の実情に即し、教育委員会、知事部局、公立・私立高等学校及び中学校関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。
- (6) 一部の地域で行われている、いわゆる単願推薦等についての事前相談等については、推薦入学と同様に、公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行うことはもとより、あまり早い時期に行われないう関係者が十分協議し、一層の改善を図ること。

また、選抜要項上、日程、募集人員、選抜方法などについて明示すること。

### 3 業者テストの偏差値を用いない入学者選抜の改善について

- (1) 高等学校の入学者選抜は公教育としてふさわしい適切な資料に基づいて行われるべきものであり、業者テストの結果を資料として用いた入学者の選抜が行われることがあってはならないこと。

また、中学校における進路指導は日ごろの学習成績や活動の状況等による生徒の能力・適性、興味・関心等に基づき総合的に行われるべきものであり、業者テストによる偏差値等に依存した進路指導は行わないこと。

- (2) 入学者選抜に関し一切、中学校にあっては、業者テストの結果を高等学校に提供しないよう、また、高等学校にあっては、業者テストや学習塾の実施するテストの偏差値の提供を中学校に求めないよう、平成6年度入学者選抜から直ちに改善すること。

さらに、高等学校は、業者テストの実施者はもとより、学習塾に対しても資料の提供を求めたり、保護者や生徒から業者テストの偏差値等を求めたりするようなこともあってはならず、併せて直ちに改善すること。

- (3) 中学校は業者テストの実施に関与することは厳に慎むべきであり、授業時間中及び教職員の勤務時間中に業者テストを実施してはならないし、また、教職員は業者テストの費用の徴収や監督、問題作成や採点に携わることがあってはならないこと。そのため、学校の管理運営及び教職員のサービスの適正が図られるよう直ちに改善すること。

また、業者テストの偏差値等に依存して、中学校において生徒の適性や希望などを無視して生徒が志望する高等学校を受験させないよう指導したりすることがないよう、直ちに改善すること。

- (4) 公益法人や校長会の行うテストについては、学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものであれば、一つの方策であるが、このようなテストも進路指導の一参考資料を得るために行うものであり、選抜の資料として用いられるべきものではなく、高等学校に対しその結果の提供を行うものであってはならないこと。

また、学校が連携協力して問題作成や採点に携わるなどそれぞれの学校が教育活動として行う性質のものでない限り、中学校が授業時間中や教職員の勤務時間中にテストを実施するなどその実施に関与することは厳に慎むべきであること。

これらの点について、直ちに改善すること。

#### 4 中学校における進路指導の充実について

- (1) 生徒の進路の選択や学校の選択に関する指導は、偏差値に頼って行われるのではなく、学校の教育活動全体を通じて的確に把握した生徒の能力・適性、興味・関心や将来の進路希望等に基づき、また、進学しようとする高等学校や学科の特色や状況を生徒が十分理解した上でなされるべきであること。
- (2) 中学校においては、平素から一人一人の生徒が自らの進路を主体的に考え選択する能力や態度を育成し、それが進路決定に生かされることが重要であり、進路指導に当たっては、教師の適切な指導のもとに、このような生徒の主体的な選択を生かしていくことが必要であること。
- (3) 中学校においては、進路指導主事等が中心となって生徒や保護者に専門的な指導助言を行ったり、相談に応じられる体制を整備すること。  
なお、進路指導主事等の研修の充実等について一層の配慮を行うこと。
- (4) 高等学校の教育上の特色や入学者選抜方法について、生徒や保護者が十分な認識をもって判断できるよう、中学校は情報の収集と提供に努めるとともに、高等学校は、広報活動や体験入学の実施などに積極的に取り組むこと。
- (5) 推薦入学における生徒の推薦に当たっては、中学校においては、日ごろから生徒の優れた点や長所に関する把握に努めるとともに、例えば、学校外の活動についても、長期間にわたる又は質の高い文化活動やボランティア活動の活動歴等について関係者から報告を受け、その活動の実績を勘案して高等学校に推薦するなどの方法が考えられるので、一層の工夫を行うこと。

## 5 留意すべき事項について

- (1) 高等学校入学者選抜については、各都道府県における国・公・私立を

通じた改善が必要であり、そのため、国・公・私立の高等学校及び中学校の関係者が定期的に協議する場を設け、選抜日程、選抜方法や選抜に関する資料、出題内容の改善などについて、関係者は最善の努力をすること。

なお、その際、必要に応じ中学校の入学者選抜に関して、小学校の関係者の参加も得て協議することも考慮すること。

- (2) 高等学校入学者選抜は、あまり早い時期に行われないようにするとともに、中学校の教育活動の成果を十分評価することができる資料及び時期により行われることについて特に配慮すること。
- (3) 海外から帰国した生徒、保護者の転勤に伴う生徒、高等学校を中途退学した生徒などの転・編入学等については、可能な限り弾力的に取り扱っていくこと。
- (4) 身体に障害のある生徒については、単に障害のあることのみをもって高等学校入学者選抜において不合理な取扱いがなされることがないように、選抜方法上の工夫など適切な配慮を行うこと。
- (5) 高等学校入学者選抜の改善のために、高等学校入学者選抜の在り方について検討・協議する場を設けること、高等学校入学者選抜に関する情報を広く一般に提供すること、更に専門的な情報収集と調査研究を継続的に行うことなどに一層配慮すること。
- (6) 国立の高等学校の入学者選抜に関し、選抜方法の多様化、選抜尺度の多元化については、1(1)～(6)の趣旨に即し一層の改善を図ること。  
また、学力検査の出題内容については、より適切な出題がなされるよう改善を図ること。



文初高第243号

平成9年11月28日

各都道府県教育委員会  
各都道府県知事 殿  
附属学校を置く各国立大学長

文部省初等中等教育局長  
辻村 哲



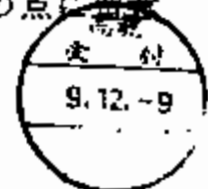
### 高等学校の入学者選抜の改善について（通知）

標記の件については、平成5年2月22日付け文初高第243号「高等学校の入学者選抜について」を踏まえ、各都道府県・高等学校等において、選抜方法の多様化と選抜尺度の多元化の観点から、改善のための様々な取組をいただいているところですが、平成8年7月19日に、中央教育審議会から出された「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」においては、完全学校週5日制の下で、子どもたちに「ゆとり」を与え、「生きる力」を育成するためには、過度の受験競争の緩和が必要であり、この観点から、高等学校入学者選抜について、今後一層改善が進められることが強く望まれると指摘されています。

そして、本年6月26日には、中央教育審議会から、「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第二次答申）」が出され、この中で、高等学校の入学者選抜の改善等について具体的な提言がなされました。

また、今月17日には、教育課程審議会から、「教育課程の基準の改善の基本方向について」中間まとめが公表され、この中で、「教育課程の基準の改善のねらいの実現は、これに関連する教育条件の改善等に負うところが大きい」として、上級学校の入学者選抜の改善を図る必要があるとされています。

本年6月26日の中央教育審議会第二次答申における高等学校の入学者選抜に関する部分は別添のとおりですが、入学者選抜の改善が極めて大きな意義をもつものであることを踏まえ、貴職におかれては、特に下記の点に留意



いただき、一層の改善が図られるようお願いいたします。

なお、都道府県教育委員会にあっては管下の学校及び各市町村教育委員会に対して、都道府県知事にあっては所管の学校法人及び私立学校に対して、国立大学長にあっては管下の学校に対して、この趣旨の徹底を図るようお願いいたします。

## 記

### 1 高等学校の入学者選抜の現状について

(1) 高等学校入学者選抜については、第14期中央教育審議会の答申（平成3年4月）や「高等学校教育の改革の推進に関する会議」の報告（平成5年1月）等を踏まえ、各都道府県・学校等において、改善のための努力が進められてきているが、いわゆる「影響力のある特定の高等学校をめぐる受験競争は依然として厳しく」、また、選抜方法は「狭い意味での学力の評価に重点が置かれるなど画一的な点が多い」などの状況にあると考えられること。

(2) このような状況を踏まえ、中学校以下の教育に与えている影響を直視し、いわゆる影響力のある特定の高等学校をはじめ、全体として、選抜方法の多様化；評価尺度の多元化の観点に立った入学者選抜の改善を一層進めていく必要があること。

また、その際は、各高等学校においては、「いかに自校にふさわしい者を選抜するか」という視点とともに、「多様な能力・適性や意欲・関心を持つ生徒が、いかに自分に合った進路を的確に選択できるようにするか」という視点を重視して、入学者選抜の一層の改善に向けた努力を傾注すべきであること。

### 2 高等学校の入学者選抜の改善等のための今後の取組について

#### (1) 入学者選抜の改善について

ア 第二次答申においては、学力検査について、「1点の差を争わせる



のではなく、一定以上の点数が取れば足りるという基本的な考え方に立って取り扱うことが望まれる」、「生徒の多様な能力・適性、意欲、努力の成果や活動経験などを様々な観点から評価していく場合、1点差刻みで合否を決することに意義を見出すことはできない」、「各高等学校において自校の教育を受けるのに適当と考える水準に達していれば、ある程度の幅を持って合格とする」などの指摘がなされている。これらの指摘を踏まえ、具体的には、学力検査において一定以上の点数を得ていれば、他の資料によって選抜を行っていくという方法等が広く進められるべきであること。

イ 学力検査の問題については、単に知識の量を問うような問題ではできるだけ避け、思考力や分析力などを問う問題の出題を一層工夫すること。また、教科の枠にとらわれない総合問題についても研究を進めていくことが望まれること。

ウ また、入学者選抜の資料・方法について、調査書と学力検査の比重の置き方の弾力化、調査書の評価の工夫、小論文・面接・実技検査の実施、各種技能審査や学校内外における文化活動・スポーツ活動・ボランティア活動などの積極的な評価と、そのための地域の社会教育関係団体等からの報告の活用、生徒が進学動機や中学校時代に主体的に学んだ事柄等を自ら記述した書類の活用、推薦入学の積極的な活用と改善など、様々な提言が行われており、これらの提言を参考としつつ、一層の選抜方法の改善に努めること。

エ 登校拒否の生徒については、進学動機等を自ら記述した書類など調査書以外の選抜資料の活用を図るなど、より適切な評価に配慮すること。また、障害のある者については、障害の種類や程度等に応じて適切な評価が可能となるよう、学力検査の実施に際して一層の配慮を行うとともに、選抜方法の多様化や評価尺度の多元化を図ること。

オ 公立高等学校については、入学者選抜の改善が都道府県レベルの取組にとどまらないよう、各都道府県教育委員会が、一定の範囲で具体的な選抜方法について各高等学校の判断に委ねることも検討すること。

また、各高等学校において、入学者選抜の改善に具体的に取り組む際には、同一学科の入学定員を区分して、部分的に異なる選抜方法を導入するなどの取組についても工夫すること。

カ 一部の国私立の高等学校及び中学校において、いわゆる難問奇問な

ど、中学校及び小学校の学習指導要領の趣旨を逸脱した出題がなされていることが、受験のための知識を詰め込む傾向や学校教育と受験勉強の乖離を招くなど、中学校以下の教育に多大の影響を与えていることに鑑み、その是正を図ること。

## (2) 進路指導の改善等について

ア 高等学校への進学に関する進路指導については、各高等学校の校風や教育内容の特色を踏まえて、生徒が自らの生き方を考え、目的意識を持って主体的に自己の進路を選択・決定するという方向に一層の改善を進めること。

イ 高等学校及び中学校は、相互の連携協力を密にして、各高等学校の校風や教育内容、入学者選抜についての情報を、生徒や保護者に積極的に提供するとともに、高等学校等への体験入学を行うなど啓発的な体験を積極的に取り入れること。また、各都道府県及び市町村教育委員会等においては、中学校や生徒・保護者に対する情報提供体制を整備していくこと。

特に、上記(1)を踏まえて各高等学校で進められる入学者選抜方法の改善内容については、中学校や生徒・保護者に正確な情報を提供するように留意すること。

ウ 入学者選抜の改善を進めていくために、各都道府県において、行政の支援の下、国公私立の高等学校と中学校の関係者による連絡協議体制を整備し、入学者選抜の在り方に関する両者の相互理解と恒常的な連絡協議の場として積極的に活用していくこと。早期化の傾向が見られる入学者選抜の時期については、このような場を積極的に活用することなどにより、中学校教育への支障がないよう適正化に努めること。

## 3 高等学校教育の多様化と柔らかなシステムの実現について

ア 過度の受験競争の背景の一つである高等学校間の序列意識の問題については、各高等学校が、教育内容の個性化や多様化を進め、特色を発揮し、魅力ある校風を育てていくことを通じて、その改革を促していくことが必要であること。

イ 過度の受験競争を緩和するためには、高等学校教育を受ける機会を

広く確保していくことを可能とし、高等学校教育全体を柔らかなシステムとしていくことが重要であり、こうした観点から、生徒が積極的な進路変更を希望する場合の学校間あるいは学科間の移動や、保護者の転勤や帰国等に伴う転入学や編入学の受入れを一層積極的に認めること。また、高等学校の中途退学者の受入れや高等学校を休学して社会経験等を経た後の復学、中学校卒業後に社会経験等を経た者などの受入れについても柔軟に対応すること。

ウ・高等学校の個性化・多様化を進めるとともに、高等学校における生徒の柔軟な受入れを実現するため、単位制高等学校や総合学科の一層の整備を図っていくこと。

また、学校間の序列意識を解消していくためにも、他の高等学校等において学習する機会を拡充することは大きな意義をもつものであり、高等学校相互の学校間連携等を更に積極的に推進すること。